第2回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月)午前9時35分から10時06分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長

12番 石堂 かよ子 11番 牛野 進一郎 会長職務代理者 1番 久保田 力雄 2番 砂坂 浩一郎 農業委員 3番 高田 真盛 4番 黒木 りか 6番 中之薗 堅二郎 5番 小山 幸良

7番 寺内 秀昭 8番 福 富久 9番 中畠 一三 10番 上山 幸夫

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ. 崎田 善昭 口. 浦口 啓一郎 ハ. 上妻 亜紀 二. 野里 一則 木. 片板 大作 へ. 雨田 俊哉 ト. 原田 晃生 チ. 小脇 尚武

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

> 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第1項の規定による令和 5年度第2号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定に ついて

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更に 係る意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一 農地振興係長 中峯智恵美 牛野 学 農地集積支援員

6. 会議の概要

事 務 局 本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立し

ていることを報告いたします。

- 議 長 ただいまから、第2回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

- 議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号5番 小山 幸良委員、6番 中之薗堅二郎委員を指名します。
- 議 長 日程第2、(議案協議) 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による令和5年度 第2号 農用地利用集積計画(案)に対する意見決定に ついて、を議題にします。

尚、農地中間管理権の整理番号8番において6番委員が議事参与の制限 に該当しますので6番委員の退席をお願いします。

(6番委員、退場)

それでは、事務局より議案第1号整理番号8番の説明をお願いいたしま す。事務局。

事務局 資料の6ページをお開きください。

議案第1号、農地中間管理権整理番号8番についてご説明いたします。 南種子町○○××番地、A・77歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公 社を通じ、B・62歳が耕作者です。土地の所在は○○字△△××番、地目 は田、面積は●●㎡で飼料用稲を耕作します。賃借料は10アール当り○万 円で口座振込、期間は10年の新規設定です。図面は17ページに添付して おります。以上です。

- 議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第1号整理番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号整理番号8番については、原案のとおり決定いたしました。 6番委員の入場を求めます。

(6番委員、入場)

- 議 長 議事を進行します。議案第1号 残りの案件の説明をお願いします。事務 局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。令和5年9月29日を公告日とする農用地利用集積計画、農地中間管理権8件を 定めたいので、承認を求めるものです。

資料は3ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日

は令和5年9月29日、存続期間は令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間が7件、令和5年10月1日から令和15年9月30日までの10年間が1件です。

資料は4ページ、内訳書です。整理番号8番を除く7件についてご説明いたします。

整理番号1番、鹿児島市〇〇番××号、C・89歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・65歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか3筆、地目は畑、面積は4筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は年額〇万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は7ページに添付しております。

整理番号2番、南種子町○○××番地、E・95歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・65歳が耕作者です。土地の所在は○○字△△××番ほか1筆、地目は畑、面積は2筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り○万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は8ページから9ページに添付しております。

整理番号3番、南種子町○○××番地、F・66歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・65歳が耕作者です。土地の所在は○○字△△××番ほか1筆、地目は畑、面積は2筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は10アール当り○万円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は10ページに添付しております。

整理番号4番、神奈川県川崎市〇〇区〇〇番××号、G・50歳から公益 財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・47歳が耕作者です。土地の所 在は〇〇字△△××番ほか1筆、地目は畑、面積は2筆合計●●㎡で落花 生を耕作します。賃借料は年額〇〇円で口座振込、期間は5年の再設定で す。図面は11ページに添付しております。

整理番号 5 番、福岡市○○区○○番××号、I・80 歳から公益財団法人 鹿児島県地域振興公社を通じ、J・42 歳が耕作者です。土地の所在は○○ 字△△××番ほか 1 筆、地目は畑、面積は 2 筆合計●●㎡で安納芋を耕作 します。賃借料は 10 アール当り○万円で口座振込、期間は 5 年の再設定で す。図面は 12 ページに添付しております。

整理番号 6 番、南種子町〇〇××番地、F・66 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K・72 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番ほか 3 筆、地目は畑、面積は 4 筆合計●●㎡で牧草を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇万円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は 13 ページから 15 ページに添付しております。

整理番号 7 番、南種子町〇〇××番地、F・66 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、K・72 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で牧草を耕作します。権利の種類は使用貸借で、期間は5年の再設定です。図面は 16 ページに添付しておりま

す。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画(案)についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号 残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員 賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号 残りの案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人: L、 譲受人: Mほか5件を議題にします。

事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事 務 局 資料の 18 ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が 6件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 L。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Mです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は26ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、愛知県東海市〇〇××番地 N。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Oです。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は31 ページから添付しています。 整理番号3番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 P。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、22ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は38ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 R。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、23ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は43ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、愛知県豊田市〇〇××番地 T。

譲受人が 志布志市〇〇××番地 Uです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、24ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は48ページから添付しています。

整理番号6番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 V。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Wです。

土地の所在が、○○字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び農業開始によるものです。

この件につきましては、25ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は57ページから添付しています。

以上6件につきましては、9月 11 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番は、私〇〇が説明します。

12番委員 Mさんのお父さまの〇〇さんは、もう亡くなっているのですが、Lさんはその〇〇さんの妹さんでございます。Mさんからすれば叔母さんに当ります。Lさんが、元々M家の土地であるからM家に返すということで、この案件が出たようです。この圃場については、毎年Mさんが綺麗に耕作し

ています。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

整理番号2番、7番委員。

7番委員

この5筆なんですけど、Oさんが、Xさんという方がOOにいるんですけど、その人からずっと借りていて、元々Yさんの土地なんですけど、Oさんが長らく耕作している土地です。この度Xさんの方からOさんに「すまんけどこの土地を買ってくれ」とOさんの方に相談があったそうで、それに伴い名義を全部弟さんの名義(N)に変更したそうです。Oさんがまとめて買うということで話がついたということです。Oさんについても農業を大きくやっている方なので、良い方向になるのではないかと思います。いずれの土地もOさんの土地の近くに全部ありますので、よろしくお願いします。

議長

整理番号3番、11番委員。

11 番委員

まずPさんとQさんは、同じ〇〇姓ですけど、親戚関係では全くありません。この土地にはずっと口べが植わっていまして、それなりに管理はされてきております。Qさんは〇〇を営んでおりまして、利用されていない農地を荒らすのはというので、Pさんに売ってくれということで話がまとまったということですので、よろしくお願いします。

議長

整理番号4番・5番、3番委員。

3番委員

4番の譲渡人のRさんについては、鹿児島市内の老人ホームに入所されていますが、今年度に入ってから財産整理を進めているところですが、3条とか非農地とか出しています。この土地については〇〇ということで現在さとうきびが植えられている土地です。隣接地にSさんの農地があることから買ってほしいと話があって、本人も隣接地ということもあって今回売買がまとまりまして、所有権移転をするということです。Sさんはさとうきびを中心に耕作しており、問題はないかと思います。

5番ですが、譲受人のUですが、対外的には志布志市の方で焼酎原料用甘藷を中心に作っているということで、今回私の担当になったんですが、○○営業所の管理を○○△△のΖがするということで、今後この管理についてもΖの従業員の方が営業所の一員として管理をしていくことになります。この土地の場所ですが、56ページを開いてください。

現地については、aさんの自宅の反対側になります。Tさんの旧姓がりさんと言います。bさんの家がありまして、これはもう誰も住んでおりません。2、3年前まではOOの方が交代で耕作をしていましたが、最近は若干荒れ気味になっております。この度Uの方が購入しまして、焼酎の原料用甘藷など耕作すると聞いています。荒れ地の解消という点でも良いことではないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長

整理番号6番 10番委員。

10 番委員

この件につきましては、譲渡人がVさんで、これは鹿児島市に転出された関係で、土地をWさんが引き受けるということで売買になりました。譲

受人については、OOというのですが、これは健康食品会社で、ここに所属しておりまして、自分は個人で農業をしたいという思いから野菜等を作りたいと考えています。それで野菜等については、どのように営農をしていくかというのを 61 ページに書いてあります。今後は面積を増やして個人でやりたいということです。会社からは給料をもらっているそうですが、農業が好きだということで、やる気のようです。先々は農業機械なども増やしてやっていくつもりのようです。土地を活用されるので良いことではないかと思います。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありません か。

イ推進委員 整理番号2番から6番については、譲渡人と譲受人の話し合いによるものと思いますが、売買価格の相場はどうなっていますか。

事 務 局 農業委員会としては農地の対価設定をしていません。賃借料について情報を出しています。これはあくまでも当事者同士の話し合いの結果で申請書記載のとおりです。

議 長 質疑はございますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更に 係る意見について、を議題にします。

それでは、議案第3号の説明をお願いします。事務局。

> 議案第3号は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更 に係る意見についてです。別添のとおり当委員会の意見を求められたので、 議決を求めます。

資料の65ページをご覧ください。

このことについて、農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)が改正され、令和5年4月1日に施行されたことから、鹿児島県は、法第5条に基づき策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「県基本方針」という。)」を変更しました。

これに伴い、同法第6条により本町の基本構想の変更(案)を別紙のとおり取りまとめましたので、同条第3項の規定により当委員会の意見を求めるものです。ご審議方よろしくお願いします。

内容につきましては、ただ単に法律の改正による中身の文言の変更・差替えだったりするので、全く内容的には変更ありません。本来は総合農政

課から説明をする予定だったんですけど、事務局の方で説明させていただきました。

(挙手あり)

事 務 局 すみません。議案第3号の追加で説明させてもらいますが、農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想ということで、認定農業者の認定をする時に、認定基準年収360万円、就業日数150日以上という南種子町が定めた基本的な構想というのがあります。これは5年もしくは10年の中で見直しをしていくということで、今回は支援員から説明があったとおり、法の改正があって4月1日から施行されたということで、文言のほうについては職員も思索しておりました。法が変わった部分の改正ということになっております。本来であれば総合農政課から説明があるんですが、大幅に変わる際は丁寧な説明をしていきますのでよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。